答申第202号 令和6年6月26日

## 岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市情報公開·個人情報保護審査会 会長 櫻 井 敬 子

保有個人情報開示決定に係る審査請求について(答申) 令和6年3月28日付け5契第245号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

### 1 審査会の結論

令和6年3月28日付け5契第245号の諮問について、岡崎市長(以下「実施機関」という。)が行った令和5年12月6日付けの開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

## 2 諮問に至る経過

### (1) 開示請求

審査請求人は、令和5年11月22日付けで、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき、 実施機関に対し、「令和5年10月23日に人事課が警察に通報した際の記録」 の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

# (2) 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求の対象となる保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)について、実施機関(人事課)が保有する審査請求人に係る令和5年10月23日における苦情対応処理表と特定し、令和5年12月6日付けで審査請求人に対し、本件処分を行い、その旨を通知した。

#### (3) 審査請求及び諮問

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年12月28日付けで、実施機関に対し、本件処分の全部を取り消すことを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

岡崎市長は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、令和6年3月28日付けで、法第105条第1項の規定に基づき、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。

# 3 審査請求人の主張の要旨

本件処分により開示された苦情対応処理表には、駆け付けた警察と人事課職員とのやり取りが記載されていなかった。この部分が隠蔽されていると疑われたため、本件処分の全部の取消しを求める。

### 4 実施機関の主張の要旨

(1) 行政庁の処分につき審査請求ができるのは、「行政庁の処分に不服がある者」である(行政不服審査法第2条)。行政庁の処分に不服がある者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を有する者に限られている(最判昭和53年3月14日・民集第32巻2号211頁参照)。

本件処分は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報の全ての開示を認めるものであり、審査請求人には、本件処分の取消しにより回復すべき 法律上の利益が認められない。したがって、本件審査請求は不適法であり、 却下されるべきである。

(2) 苦情対応処理表は、法令上その作成が義務付けられている文書ではなく、 苦情対応に当たって、どの範囲でいかなる文書を作成すべきかについては、 専ら実施機関(人事課)の裁量に委ねられている。

駆け付けた警察と人事課職員とのやり取りが苦情対応処理表に記載されていないことに不自然・不合理な点はなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査会の判断

(1) 法における保有個人情報の開示請求について

法第78条の規定により、保有個人情報の開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (2) 本件対象保有個人情報について
  - ア 本件対象保有個人情報保有の経緯
    - (ア) 実施機関によると、令和5年10月23日午後2時頃に、審査請求人は、 岡崎市役所東庁舎6階において、人事課職員に対し、繰り返し大声を 出し、「あなた相当知能指数が低いんだね。」などの暴言等を重ねた。 このような行為により職員の平穏な公務の遂行に著しい支障が生じ たことに加え、自身の市に対する主張の正当性を第三者に判断しても らうため、審査請求人から警察を呼ぶことについて要求があったため、

岡崎警察署に通報した。

- (イ) 実施機関によると、市民から人事課に苦情があった際、対応した職員が課内所定の苦情対応処理表に苦情の内容等を記録しておくこととなっている。苦情の原因を分析し、必要に応じて改善し再発防止に努めることで、市民サービスの向上につなげる目的とのことである。前述の令和5年10月23日における審査請求人の苦情申立てについても、対応した人事課職員が所定の苦情対応処理表に苦情の内容等を記録した。
- イ 本件対象保有個人情報の開示について

実施機関は、本件開示請求に対して、本件対象保有個人情報として、前 記ア(イ)の苦情対応処理表と特定し、その全部を開示したとする。

審査会が開示された本件対象保有個人情報を見ると、審査請求人が話したとされる苦情の内容等が時系列に沿って記録されており、その内容等に特段不自然な点は見られなかった。

審査請求人は、本件対象保有個人情報以外に、審査請求人の個人情報に係る人事課と警察との対応内容を記録したものがあると主張するが、苦情対応処理表は、市民が申し立てた苦情の内容を記録するものであることに照らすと、本件対象保有個人情報以外に審査請求人に係る人事課と警察との対応内容が記録されていないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認めることができない。

## (3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上